

令和2年8月28日
中国電力株式会社

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（第891回）
島根原子力発電所2号炉に関する指摘内容

<第9条（溢水による損傷の防止）>

- 溢水源としていない耐震Sクラスエリア（西）の復水給水系について、基準地震動 S_s による地震力に対してバウンダリ機能を保持する耐震B,Cクラス配管であることをまとめ資料で明確にするとともに、評価結果を詳細設計段階で説明すること。

<第12条（安全施設）>

特になし

<第6条（外部からの衝撃による損傷の防止（その他自然現象））>

- 管理事務所4号館が土石流により倒壊した場合に、防波壁に影響を及ぼさない設計方針についてまとめ資料で説明するとともに、影響評価結果を詳細設計段階で説明すること。

<第6条（外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））>

- 横滑り対策エリアについて、1号炉が現存するのに障害物として考慮せず、ガードレール等を障害物とする考え方は、不合理な運用となり守られなくなる可能性があることから、再度検討すること。

以上